平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・) その他)

		府省庁名農林水産省
No	11	
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 都市計画税)
要望 項目名		農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の延長
要望内(概要		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)各都道府県に整備した農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借り受け、法人経営体や大規模家族経営、リース方式で参入する企業などの担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化の意向に配慮して転貸。・特例措置の内容農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、所有する全農地(10 アール未満の自作地を残した全農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に 10 年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額を 2 分の 1 に軽減する(軽減期間は貸付期間 15 年以上で5 年間、10 年以上で3 年間)。 ・要望の内容適用期限の2 年延長
関係条	文	 地方税法附則第 15 条第 42 項
減収 見込額		[初年度] — (▲163) [平年度] — (▲163) [改正増減収額] ▲100 (単位:百万円)
要望理		(1) 政策目的担い手への農地集積・集約化と農地の確保 (2) 施策の必要性 ① 現在、我が国では農業の成長産業化を図るため、農地中間管理機構を通じた農地利用の集積・集約化を進めているところであり、農地中間管理機構は、担い手の農地利用の集積・集約化を図るため、複数の所有者から農地を借り受け、まとまった形にして農地を転貸できるリース方式を中心に権利移転を行うこととしている。 担い手の利用面積のシェアは、平成 25 年度まで一時停滞していたが、機構が活動を開始した 26 年度の年度末には再び上昇に転じて 50%に、28 年度末には 54%に到達している。そのような中、本特例措置は平成 28 年度に創設され、初年度の本特例措置の適用農地面積は 1 万 ha を超え、機構を活用した農地利用の集積・集約化に寄与した。 一方、35 年度目標である 8割を達成するために、機構については、①農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化、②土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携の強化等とを通じて取組を更に加速化していくことに加え、より一層の機構活用を促すため、農地の出し手へのメリットである本特例措置を引き続き総続していく必要がある。 ② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。ア 平成 25 年6月 14 日に閣議決定された日本再興戦略 今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用される。イ食料・農業・農村基本法第 23 条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の健集を置に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の健保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を請ずるものとする。
本要望 対応す 縮減3	る	_

ページ

11—1

≪大目標≫食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の政策体系における政策目的の位≪大目標≫食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安済の健全な発展を図る。	
では、日本日の日本 ≪中目標≫ 農業の持続的な発展 ≪政策分野≫	ル PUエと国氏栓
担い手への農地集積・集約化と農地の確保	
政策の 合 達成目標 理 性 お負担軽減増	ర .
性 税負担軽減措 置等の適用又 2年間延長 は延長期間	
同上の期間中 の達成目標 担い手が利用する農地の面積を28万 ha 拡大する。	
政策目標の 達成状況 平成 28 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 54%にとどまった。 では、28 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 54%にとどまった。	っている。
平成30年度見込(平成31年度課税) - 固定資産税 - 適用見込み - 都市計画税 - 適用者数(人): 55,314 減収額(百万円):162.8 - 都市計画税 - 適用者数(人): 固定資産税の課税軽減適用者55,314の内数 減収額(百万円)	5円): 0.0
効性要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)離農農家等が所有する農地が機構を介して担い手に利用される。 平成 28 年度適用実績(平成 29 年度課税): 適用者数 18,438、適用面積 11,501 h 平成 30 年度適用見込(平成 31 年度課税): 適用者数 55,314、適用面積 34,503 h	
農地法に基づき農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことの勧告をした農 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 農地法に基づき農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことの勧告をした農 遊休農地について、固定資産税等における農地の評価において農地の売買事情の特 正常売買価格を修正するため乗じられている率を乗じないこととする評価方法の変動	殊性を考慮し、
予算上の措置等 の要求内容 相 及び金額 農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付ける地域や個々の出し手に対して交協力金(平成29年度予算額:100億円 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を指	
当性 性 の措置等と 今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される 要望項目との 関係	るよう推進
本特例措置は、所有する全農地の機構への貸付けを要件とし、特に離農農家による。要望の措置の 要望の措置の 妥当性 は、機構への貸付期間に応じ、3年間又は5年間と限られており、必要最小限の措置。	税軽減の適用期 となっている。本
対 対	

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 28 年度実績推計(平成 29 年度課税) ・固定資産税 適用者数(人): 18,438 減収額(百万円):54.3 ・都市計画税 適用者数(人): 固定資産税の課税軽減適用者 18,438 の内数 減収額(百万円): 0.0
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	平成 28 年度の農地中間管理機構の借入面積 42, 195ha のうち、農業委員会が本課税軽減措置の対象面積として市町村税務部局へ情報提供した面積 11,501ha(平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 1 月 1日)の占める割合は約 27%となっている。
前回要望時の 達成目標	今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	平成 28 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 54%にとどまっている。 これは、達成目標が平成 35 年を目標時点としているためである。
これまでの要望経緯	平成 28 年度 創設
ページ	1 1—3